

令和元年度意見第3号

令和元年6月26日

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

革新的事業活動評価委員会委員長  
安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年6月18日付で、株式会社Kitahara Medical Strategies International 代表取締役 檀 香、医療法人社団KNI 理事長 北原 茂実の2者より提出された新技術等実証に関する計画に対する厚生労働大臣の見解（令和元年6月20日厚生労働省発医政0620第2号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）